

大洲市住宅改修費領収書発行時の留意点

○利用者負担額の計算方法及び領収書記載例

【例：住宅改修費の一部が介護保険給付対象の場合の計算例】（利用者負担割合：1割）

○住宅改修費全額：210,210円

（内、介護保険対象額：190,190円、対象外額：20,020円）

○利用者負担額（1割の場合）：39,039円（領収書に記載）

【計算式】：利用者負担額算出 ◎1円未満の端数は切り上げます。

保険対象額

保険対象分利用者負担額

① 190,190円（改修費）× 1/10（1割負担） = 19,019円

保険対象分利用者負担額

対象外額

② 19,019円（改修費） + 20,020円（改修費） = 39,039円

○事業者への振込額：171,171円（請求書に記載）

【計算式】：事業者への振込額算出

210,210円（改修費） - 39,039円（利用者負担額） = 171,171円

【例の場合の記載例】（利用者負担割合：1割）

領収書

① 令和5年4月1日

② 大洲 花子 様

③ 金額 ￥39,039円

④ 但し、住宅改修費の利用者負担額
（介護保険対象1割分19,019円、介護保険給付対象外費用20,020円）
として上記金額正に領収致しました。

収入印紙

住所
⑤ 登録事業者（福祉用具販売事業者）名 印
電話番号

※例のように介護保険対象外費用がある場合は、「介護保険対象の1割分」と「介護保険対象外費用」の金額をそれぞれ記載してください。